

## Q33

名寄せにおける「同一人」の捉え方について、どのように考えればよいのですか。名寄せ上、1 貯金者として取り扱われる「権利能力なき社団・財団」とは、具体的にどのような要件を備えたものが該当するのですか。

## Ans.

① 個人、法人、「権利能力なき社団・財団」は、個々に1貯金者とします。それ以外の任意の団体は、1貯金者として扱えないため、各構成員の持分に応じた貯金等として分割され、各構成員の他の貯金等と合算のうえ、付保貯金額が算定されます。

② 「権利能力なき社団」に該当するためには、判例によれば、「団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体が存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定していること」（最高裁昭39.10.15判決）が必要とされています。個々のケースについては、その団体の実態をみて農水産業協同組合が該当性の有無<sup>(注)</sup>を判断することになります。

なお、「権利能力なき社団の資産は、構成員に総有的に帰属するものであり、その構成員は当然に共有持分権、分割請求権を有するものではない」（最高裁昭32.11.14判決）とされており、そもそも規約上に共有持分権、分割請求権が規定されている場合には「権利能力なき社団」には該当しないものと考えられます。

他方、「権利能力なき財団」については、「個人財産から分離独立した基本財産を有し、かつ、その運営のための組織を有していること」（最高裁昭44.11.4判決）が必要とされています。

(注) 「権利能力なき社団・財団」に該当する団体は、一般的には明文の規約が存在していることが必要となります。ただし、例外的ですが、明文の規約が存在しない場合であっても、団体の主要な点に関して慣行があり、その慣行が不文の規約として確立している場合にも「権利能力なき社団・財団」に該当する団体と認められる場合もあります（最高裁昭55.2.8判決）。なお、団体発足時に規約は存在したがその規約が見当たらない場合は、その事実を以って「権利能力なき社団・財団」に該当しないということにはなりません。したがって、「権利能力なき社団・財団」と判断するうえでの「規約の存在」については、こうした点に留意する必要があります。

③ なお、法人でない団体が、「権利能力なき社団・財団」とそれ以外の任意の団体のどちらに該当するかについては、当該団体と取引を行っている各農水産業協同組合が上記基準により個別に判断し、これに基づいて名寄せデータの整備がされます。

また、通常、法人若しくは「権利能力なき社団・財団」の支部であれば本部や他の支部と一緒に1貯金者として名寄せされます。例外的に、当該支部が上記②の基準の要件を全て満たし、本部から独立していることが明確に分かれれば、本部と区別して1貯金者として名寄せすることになります。もっとも、こうした取扱いが適用されるかを農水産業協同組合が判断するためには、当該支部が取引を行っている農水産業協同組合に規約等を提出し、規約等の内容及びその実態について、上記②の基準の要件を満たしていることを申し出る必要があります。